平成29年度 法人後見支援事業 成年後見制度利用促進に関するアンケート 障害者施設等運営法人 訪問ヒアリング報告

障害者施設等を運営する法人を対象に「成年後見制度利用促進に関するアンケート」を実施しました。本アンケートの中で「法人での後見人等受任」について「関心がある」と回答頂いた法人等の中から8法人を対象に訪問ヒアリングを実施しました。

※実施時期:平成29年8月~9月

■ヒアリングした法人の運営事業所

	日中活動の場	居住支援	その他
A法人	生活介護	グループホーム・施設入所支援	計画相談支援
B法人	生活介護·就労継続支援(B型)	グループホーム・施設入所支援	
C法人	生活介護·自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型·B型)	グループホーム・施設入所支援	計画相談支援
D法人	生活介護・地域活動支援センター	グループホーム・施設入所支援	地域相談支援 計画相談支援
E法人	生活介護·就労継続支援(B型)	グループホーム	計画相談支援
F法人	生活介護・就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 地域活動支援センター	グループホーム・施設入所支援 宿泊型自立支援	地域相談支援 計画相談支援
G法人	生活介護·自立訓練(生活訓練) 就労継続支援(B型)	グループホーム・施設入所支援	地域相談支援 計画相談支援
H法人	生活介護	施設入所支援	計画相談支援

■ヒアリング内容

- (1) 成年後見制度利用促進のための法人の取り組み状況
- (2) 上記に関する現在の課題
- (3) 法人後見に取り組むことに関する今後の想定・課題

1、法人の取り組み状況

- ○法人が利用者の親亡き後等の金銭管理への対応から、成年後見制度の必要性を感じている。
- ○相続等が発生し、必要になってから成年後見制度利用につながるケースが多いのが現状。 ○利用者家族から、本人状況を把握している法人に後見人になってほしいとの要望を受けて 法人後見に関心をもったり、検討したり、立ち上げ準備をしている法人もある。
- ○法人の中には日々の利用者支援が優先となり、財源や人材確保の課題もあり、成年後見制度利用への取組が困難な状況となっている。
- ○成年後見制度利用中の利用者家族がメリットを感じていないことを受けて、他の利用者の成年後見制度の利用が進まないという傾向もある。
- ○利用者等の様々な相談対応の多くは、現場ではなく、施設管理者が個別に行っている。利用者の直接支援にあたる現場職員の成年後見制度の理解不足や利用促進に対する意識が低いと感じている法人もあった。
- ○障害特性(気持ちに浮き沈みがある精神障害等)に応じた利用促進の取組みに苦慮している。

A法人	○親亡き後の金銭管理を支援せざるを得ない状況、訪問販売で不当な契約をしてしまう利用者への対応、利用者の高齢化等の理由から身上監護面でも後見人の必要性を感じ、行政書士と協力のもと、NPO法人を立ち上げ準備中である。 ○親が後見人等で高齢となっている場合は専門職などの第三者に継承中である。 (制度利用を新規で行うより、今はこちらの方が割合が高い)
B法人	○支援の現場も含め、全体として成年後見制度利用促進に対する意識が低い。 ○入所者の親は金銭管理を含め、施設にお任せとの意識が強い。 ○親亡き後等で相続が発生した場合、利用者に後見人等をつける必要が生じ、個別に対応している状況。 ○財産分与や相続等以外のことは家族でできてしまうことも多く、成年後見制度について正しい理解がされていない。 ○利用者の親が高齢となり本人の金銭管理ができなくなる状況になって成年後見制度利用の必要性を感じた。NPO法人を設立して、受け皿を作る等検討をしていたが、財源(事業経費)の面で頓挫。財産分与や相続が発生した時に第三者の専門職後見人に個人受任してもらっている状況。
C法人	○利用者・家族向けには施設管理者が個別に相談に応じている。家族の死亡に伴い、職員が支援しながら区長申立てを行ったケースもある。 ○法人内に後見の受け皿を作って欲しいという要望があった。 ○成年後見制度の利用については、親と支援者で設立された会が相談を受けている。親の会はないが家族には適宜連絡をとっている。家族の中にはボランティアで参加してくれている方がおり、法人後見の取組みにつながるか検討中。
D法人	○親自身の高齢化により、成年後見制度に興味を持たれる家族がここ数年で増加している。家族から法人で後見をして欲しいという要望があった。法人としても法人後見の必要性を感じているが、財源的にNPO法人を立ち上げるのは難しい。 ○成年後見制度を利用している方の家族の中には大変さばかりでメリットがないと感じている方もおり、他の利用者の制度利用が進まない背景もある。 ○施設では利用者の金銭管理を支援せざるを得ない状況がある。

E法人	○職員向けに成年後見制度の利用促進に繋がるような研修会は行っていないが、利用者と関わりながら「権利擁護の視点」を学んでもらっている。 ○利用者に対し、「成年後見制度」について説明を単独で行っていないが、困りごとの相談を受ける中で必要である場合に説明対応している。 ○法人として将来的に法人後見を進めていく必要があると感じているが、利用者支援が優先となっているのが現状。
F法人	○「親亡き後」をテーマとする啓発事業を区役所と共催で毎年開催している。 ○これまでに利用者の申立支援を法人で行った。資産があったり、相続が発生した場合、成年後見制度の利用を勧めるケースが多い。 ○精神障害者は発症後生涯にわたり状態に波が生じる障害特性があるため、成年後見制度利用の判断が難しい。 ○法人による後見人等受任について関心はあるが、法人が主となって取り組む方向には無い。 ○精神障害者への支援を行う中で障害特性に応じた成年後見制度利用促進の取組みに苦慮している。
G法人	○法人職員は勉強会に参加、入所・通所の方へは勉強会を実施している。 ○法人全体で利用者の個別相談に応じている。制度利用が必要な方に対して申立 支援を行っている。相続が発生した際に制度利用につながることが多い。現在は 第三者後見人が親から引き継いでいるケースが多い。 ○制度利用している親からメリットが感じられないとの声が上がっており、他の 利用者への制度利用につながらない傾向にある。親からは自分がいるうちは自分 たちで面倒をみたいという思いが強く、できなくなれば法人にお願いしたいとい う要望が高い。 ○法人後見の必要性は感じているが、課題が多く、現実的には難しい。利用者支 援が優先される中で、人材的にも新規事業を立ち上げることは困難。 ○利益相反の観点から法人内に法人後見事業部門を立ち上げるのは難しいと考え ている。一方で法人同士で他の利用者の後見人となるようなしくみも考えられる が、それぞれの法人の設立経緯や理念、方針も違うため、法人同士のたすき掛け は難しいのではないか。 ○保護者会自体がパワーダウンしている。保護者の世代交代もあり、みんなで何 かを作ろうというよりは、自分の子どものためにという考え方が強い。 ○障害者の後見人は後見期間が長きにわたるので法人受任が有効である。
H法人	○入所時に成年後見制度の説明をしたり、年1回の面談の中で利用者家族に成年後見制度のパンフレットを配布し、制度利用について働きかけている。 ○後見人等と施設の信頼関係構築が必要だと思うが、面会等の来所が少ない、面会に来ない後見人もいる。何かあった時だけやり取りがあるのみで信頼関係の構築は難しいと考えている。 ○以前、親の会が法人理事長に利用者の法人後見を検討してほしいとお願いした。利益相反の問題もあり、直ぐに対応できかねると回答している。 ○他NPO法人から、法人後見の動きがあれば立ち上げをサポートしてくれるとの話がある。

2、課題

法人後見を設立するに当たり、多くの法人は次のような内容を課題として捉えている。

- ○法人立ち上げの形態
- ○利益相反への対応
- ○法人運営経費の確保
- ○実務担当者の養成と確保
- ○事務所の確保
- ○法人後見受任に向けた家裁の審判手続きへの対応

現状、法定後見制度を利用する際、後見人等候補者を探すことも苦慮している。

※成年後見制度利用促進にあたっては、利用者本人や家族、法人職員の成年後見制度の 正しい理解が必要である。

特に利用者に近い現場スタッフ(身近で寄り添う人)の成年後見制度の理解が必要である。

A法人	○NPO立ち上げにあたって家族向け(役員)への説明会を実施したが、反応は消極的だった。家族への制度理解・促進が必要。 ○利益相反への対応、事務所の確保、資金の確保、担い手の確保、法人後見受任に向け家裁の審査への対応が課題。
B法人	○利用者やその家族の成年後見制度理解が必要。成年後見制度を必要としている 方が増加しているが、対応するには利用者の財産管理や身上監護を行なえる存在 が必要。 ○NPO法人設立には法人運営経費や事務所経費、実務担当者養成などが課題。
C法人	○法人運営経費、実務担当者養成や確保、利益相反への対応、拠点の確保が課 題。
D法人	○利用者やその家族の制度理解と必要性を感じてもらう取り組みが必要。 ○利益相反への対応が課題。
E法人	○法人として法人後見を行う場合は利益相反の面で難しい。○財源の確保が課題。
F法人	○制度についてソーシャルワーカーは理解しているが、介護現場は制度自体を理解していない現状。 ○後見人をつけたい場合、候補者を探すことに苦慮している。精神障害者の利用 促進に関して、ネットワークが薄く、他事務所(法人)とのネットワークを活用 した取組みが困難な状況にある。
G法人	○人材と財源の確保、場所、担い手の質の確保が重要であり、課題。
H法人	○法人が施設利用者の後見人等になる場合は利益相反や後見活動の質の保持のための組織体制、専従職員や収入の担保が課題。後見報酬だけでは収入として少なく、職業として成り立たない。

3、今後の想定・理想

- ○課題はあるが、ヒアリングした多くの法人が<u>法人後見が有効であると回答している。</u> ○法人後見の形態としては次のようなアイデアが出された。
- - ①法人外にNPO法人等の設立
 - ②複数の法人が集まり別法人を設立
 - ③法人内に後見部門を作り、他法人の利用者の後見を担う
- ○法人の設立にあたっては横浜知的障害関連施設協議会や知的障害者施設保護者会連合会を うまく機能できないかとの意見があった。
- ○受け皿となる法人の成年後見人等の候補者がいくつもあって、利用者の状況・状態に応じ て後見人等候補者に繋いでくれるような仕組みや成年後見制度利用の相談センターがあると よいという意見があった。

A法人	○海供中のNDO分したようします
A法人	○準備中のNPO法人を立ち上げる。
B法人	○サービス提供者とは別に、利用者本人の財産管理や身上監護を行える存在が必要。○法人後見事業実施にあたり、横浜知的障害関連施設協議会を上手く機能させることはできないか。
C法人	○1法人ごとに取り組むよりは、多くの法人がまとまって別法人を立ち上げ、法人 後見を進めることが有効だと考える。横浜知的障害関連施設協議会を上手く機能 させることはできないか。
D法人	○家族の想いに沿えるよう、他法人(理念が合う・信頼のおける法人)とたすき掛けで、またはNPO法人立ち上げ(社会福祉士、行政書士、司法書士が集まる法人)等を検討したい。
E法人	○将来的には法人内に後見部門を作り、地域に住む障害のある方を対象とし、地域の社会貢献として法人後見サービスを展開していきたい。
F法人	○法人として法人後見を進める段階にない。○外部で後見人候補者の受け皿があればお願いしたい。
G法人	○法人後見立ち上げについて、精神分野と知的分野は一緒にはできないと思うが、法人から1人ずつ担当者を出して別法人を作るという方法が考えられる。 ○法人後見の設立については知的障害者施設保護者会連合会に相談できないか。 ○法人の役割として後見人等候補者の情報を保護者などに情報提供したい。 ○受け皿となる成年後見人等候補者(法人)が何か所もあり、本人のバックグラウンドに応じて紹介・つないでくれるような仕組みがあるとよい。
H法人	○成年後見制度の利用については親に決断してもらうことに尽きる。利用者の年金が、本人の小遣い以外は家族の生活費に充てられている場合があり、制度に抵抗感を持ったり反対したりする状況がある。「制度は自分(親)がいなくなってから利用するもの」という意識も強い。「後見人に代弁者になって欲しい」「法律より福祉の支援をしている人に後見人になって欲しい」という親の想いもある。 ○制度利用の相談センターが必要だと感じている。